

自動販売機設置事業者募集要項

公益財団法人しまね海洋館では、指定管理施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集します。

自動販売機設置事業者の募集に参加される方は、本募集要項及び仕様書をよくご確認いただき、内容をご承知の上、ご参加ください。

1 目的

指定管理施設の有効活用及び施設利用者の利便性向上を図るとともに、財団の自主財源の確保を図る。

2 募集事項等

(1) 設置場所及び面積（設置台数）

【施設名】しまね海洋館（浜田市久代町1 1 1 7番地2）

| グループ | 物件番号 | 設置場所 | 設置面積 | 台数 |
|------|------|-------------|-------|----|
| 1 | ① | 1階ロビー | 2.00㎡ | 1台 |
| | ④ | 2階アクアス広場 | 1.50㎡ | 1台 |
| | ⑤ | 2階アクアス広場 | 1.50㎡ | 1台 |
| | ⑥ | 3階自動販売機コーナー | 1.53㎡ | 1台 |
| 2 | ② | 2階アクアス広場 | 1.50㎡ | 1台 |
| | ③ | 2階アクアス広場 | 1.50㎡ | 1台 |
| 3 | ⑦ | 3階自動販売機コーナー | 1.33㎡ | 1台 |
| 4 | ⑧ | 3階自動販売機コーナー | 1.33㎡ | 1台 |

※設置面積には、転倒防止器具・放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

(2) 設置期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（更新なし）

本募集要項において設置が決定し、契約した業者は、財団と協議の上、原則として令和7年4月1日（火）～4月14日（月）の間に自動販売機を設置する。

(3) 設置条件等

別紙仕様書等による。

(4) 募集する事業者は、(1)のグループごとに選定する。

(5) 注意事項

1) 参考データ

- ① 施設の利用可能日数 約324日/年
- ② 施設の勤務者数 約56人
- ③ 来館者数 約346,000人/年
- ④ 前年度までの販売実績(数量、単位:本)

| 階 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 1階 (1台) | 1,746 | 2,455 | 2,849 | 3,582 |
| 2階 (4台) | 16,148 | 19,917 | 22,684 | 29,340 |
| 3階 (3台) | 15,142 | 16,275 | 28,714 | 23,208 |

4 応募手続き

(1) 参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等(ウに掲げる書類)を提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出期日

令和7年2月20日(木)午後5時まで

イ 提出場所

公益財団法人しまね海洋館 事務室(経営課)

島根県浜田市久代町1117番地2 電話:0855-28-3611

ウ 提出書類(提出書類は各1部)

- a) 参加申込書(様式第1号)
- b) 販売手数料提案書(様式第2号)
- c) 自動販売機設置に係る提案書(様式第3号)
- d) 設置する自動販売機のカタログ

注1 法人の場合には、代表者印とすること。

注2 提出書類b)、c)及びd)については、物件番号ごとに1部を提出すること

注3 カタログに設置する自動販売機が特定できるよう明記しておくこと。

(2) 提出方法

提出期限までに、必要な書類を直接持参するか郵送すること。郵便の場合は、封筒に「自動販売機参加申込書」と朱書きし、提出場所あてに提出期限内に必着するように送付すること。(電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。)

(3) 販売手数料提案書(様式第2号)の記載内容

記載する内容は、総売り上げに対する割合(%)とする。

(4) 自販機に関するその他提案

来館者の利便性向上につながる提案があれば(様式3号)に追記の上、提出すること。

(例1) 災害対応自販機 : 災害発生時に自販機在庫飲料の無償提供が可能な自販機

(例2) キャッシュレス自販機 : 電子マネーなどの支払いに対応した自販機

5 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 不正行為による応募

イ 販売手数料提案書の手数料率、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

ウ 販売手数料提案書の記名押印を欠くもの及び手数料率を訂正したもの

エ 参加申込書(添付書類を含む。)に虚偽の記載を行ったもの

オ その他募集に関する規定等に違反した応募

6 基本設置料・販売手数料

| グループ | 物件番号 | 設置場所 | 基本設置料:月額 | 販売手数料:下限 |
|------|------|-------------|----------|----------|
| 1 | ① | 1階ロビー | --- | 15% |
| | ④ | 2階アクアス広場 | 5,000円 | 25% |
| | ⑤ | 2階アクアス広場 | 5,000円 | 25% |
| | ⑥ | 3階自動販売機コーナー | 5,000円 | 25% |
| 2 | ② | 2階アクアス広場 | 5,000円 | 25% |
| | ③ | 2階アクアス広場 | 5,000円 | 25% |
| 3 | ⑦ | 3階自動販売機コーナー | 5,000円 | 25% |
| 4 | ⑧ | 3階自動販売機コーナー | 5,000円 | 25% |

(1) 基本設置料: 設置する自動販売機1台あたり月額5,000円(うち消費税及び地方消費税の額を含む。電気使用料・ゴミ回収/清掃費用等を含む。)

(2) 販売手数料: 毎月末締めによる販売実績(各販売商品の販売価格(消費税及び地方消費税を含む。))に販売本数を乗じて得た額)に契約した割合を乗じて得た額とする。

7 設置予定事業者の決定方法等

(1) 設置予定事業者の決定方法

ア 応募者は、2(1)のグループごとに応募することができ、内容点及び価格点の合計点数(以下、「総得点」という。)の最も高い者を設置予定事業者とする。ただし、応募者数の状況から、この選定方法を採用すると設置予定事業者を選定できない場合は、この選定方法を採用しない。

イ 総得点の算定方法

$$\text{【総得点】} = \text{【内容点】} + \text{【価格点】}$$

評価項目及び評価点

| 内容点 | 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|-----|---------|--------------------|--------------------|------|
| | 1 | 設置施設対応 | 設置施設への協力、故障時の対応 など | 15点 |
| 2 | 自動販売機機能 | 省エネルギー性能、防災対策機能 など | 15点 | |
| 3 | 商品内容 | 販売商品内容、バリエーション など | 30点 | |
| | 内容点計 | | | 60点 |
| 価格点 | 提案価格 | | 提案手数料に基づき算定 | 40点 |
| 総得点 | | | | 100点 |

ウ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、当財団が公正かつ厳正に抽選を行い、設置予定事業者を決定する。

(2) 審査の方法

本件に係る落札者を決定するにあたり、自動販売機設置事業者選定委員会にて、提案書等を公正に審査し、設置予定事業者の優先順位を審議する。

(3) 設置予定事業者の決定時期

選定は、令和7年3月中旬に行う予定である。

(4) 選定結果の通知

令和7年3月10日(月)以降、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

(5) 設置予定事業者の決定取り消し等

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。

ア 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置予定事業者として相応しくないと財団が判断したとき

8 その他

(1) 本書に定めがない事項は、公益財団法人しまね海洋館会計処理規程の定めるところによる。

9 問い合わせ先

島根県浜田市久代町 1117 番地 2 公益財団法人しまね海洋館 経営課 知野^{ちのみ}見

TEL : 0855-28-3611 FAX : 0855-28-3610